

「青木ヶ原樹海イメージアップポスター制作業務委託」

業務仕様書

令和3年2月

山梨県福祉保健部障害福祉課

1. 制作目的

山梨県内では、毎年200人前後の方々自ら命を絶っており、深刻な状況が続いています。

特に、青木ヶ原樹海においては、県外から自殺企図者が数多く訪れており、これを思いとどまらせるために、地元自治体をはじめ、関係機関、民間企業などが連携し、声かけや保護活動など水際対策が進められています。

こうした努力が重ねられているにもかかわらず、青木ヶ原樹海は、自殺多発地域として負のイメージが根強く、自殺企図者の来訪が後を絶たない状況であり、この事態を打開するためには、負のイメージを払拭することが必要です。

青木ヶ原樹海は、西暦864年の貞観噴火で焼け野原となった地に、千年以上をかけて草木が芽吹き再生した森であり、“いのちの息吹”や“逞しい生命力”を体感することができる場所です。

樹海の持つ“いのちの息吹”や“逞しい生命力”を発信し、「生きる喜びを体感できる場所」として、そのイメージのアップを図ることを目的にポスターを制作します。

2. 委託業務内容

(1) ポスターデザイン制作

以下の要素を満たすポスターをデザインすること。

① コンセプト

西暦864年の貞観噴火で焼け野原となった地に、千年以上をかけて草木が芽吹き再生した青木ヶ原樹海は、“いのちの息吹”や“逞しい生命力”を感じるパワースポット。

樹海が「生きる喜びを体感」できる場所であることを広くPRし、イメージアップを図る。

② ターゲット

・ 県外の方

(参考) ポスター掲示予定場所

- ・ 関東の都県が管理している掲示板（協力が得られる都道府県）
- ・ 県内の観光施設（協力が得られる施設）
- ・ 県内企業の都内の支店（協力が得られる企業）

③ 最低限の仕様

・ 以下のマークを入れること（データは県から提供する）



・ コンセプトを表すキャッチコピーを入れること

(2) ポスターの印刷

上記(1)で制作したデザインを下記のとおり印刷すること。

- ・ 枚数 100枚
- ・ サイズ A2判 縦
- ・ 色 フルカラー
- ・ 用紙 コート135kg
- ・ インク 耐光インキ
- ・ 納期限 令和3年3月31日(水)
- ・ 納品場所 障害福祉課(県庁本館1階)

(3) データ

版下データを制作時のデータ形式（イラストレータデータなど）及びPDFデータでCDに納めて納品する。

なお、データは、本委託業務終了後、本業務で製作したポスターをA1版で増刷する場合に使用できる画質のものとする。

また、本業務で制作したポスターをHPに掲載できるよう、サイズダウンしたPDF（1MB以下）を合わせて納品すること。

4. 著作権の帰属等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（財産権）を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託事業者は、山梨県の同意を得なければ、著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 受託者は、委託者の許可なく本委託業務で知り得た情報、資料等を他の目的に使用しないこと。

5. 留意事項

- (1) ポスターに使用する写真については受託事業者が撮影、借り上げ等により用意するものとする（費用は委託料に含む）。
- (2) 作業実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため、委託者と密接な関係を保ち作業を推進すること。また、作業の内容について疑義が生じた時は、委託者はその都度、状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 受託者は、契約確定後速やかに本委託業務の作業工程表及び体制図等を明記した実施計画書を作成し、承諾を受けること。
- (4) 委託業務を進めるために必要な資料については、契約確定後、受託者に貸与する。また、貸与した資料については、その取扱いに十分注意を払い、紛失、汚損のないように努め、委託業務が完了した時点で納入物件等とともに返納すること。
- (5) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と協議のうえ処理すること。